

水上オートバイによる危険行為等に関する対策

令和4年2月

兵庫県 水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議

はじめに

令和3年8月、明石市の林崎松江海岸における水上オートバイでの危険な行為は、大きく報道され社会的問題となった。また、同年9月には淡路市岩屋沖において、特殊小型船舶操縦士の免許を有しない者が操船する水上オートバイが護岸に衝突し、3名が死亡する痛ましい事故が発生した。

水上オートバイに対する県民の不安感がかつてないほど高まっている状況を踏まえ、県として基本的な対策を検討するため、国・神戸市・民間団体・兵庫県警察本部の参画を得て、令和3年11月に「水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置した。

ユーザーの多くはルール・マナーを守っているが、検討会議では、そうした優良なユーザーをいかに増やしていくかという視点から、本県独自の取組について議論を重ねてきた。

しかし、優良なユーザーの拡大を目指すなかにあっても、ルールを守らない悪質なユーザーに対しては、県条例における厳罰化・規制強化に加え、国に対しても法律改正を要望するなど、より厳しい対応が必要との意見も多くあがった。

目指すのは、水上オートバイのユーザーの方も、遊泳や環境学習、カヌーなどの非動力船等で海岸域を利用する方も、すべての方が安全安心に楽しめる兵庫の海をつくることである。

その実現に向け、官民が連携して取り組んでいくべき対策を検討会議として取りまとめた。

目 次

対策1	優良ユーザーの拡大	1
	(1) 「水上オートバイ ひょうご 安全安心 マリーナ・ショップ」認証制度の創設	
	(2) 兵庫県独自ルールの設定	
	① 徐行区域・徐行速度の設定	
	ア 徐行区域	
	イ 徐行速度	
	② 遊泳者等の安全を確保するための距離の設定	
	③ 港湾・海岸等の適切な利用	
	(3) 兵庫県独自ルール等の周知	
	① リーフレットの作成等	
	② 小型船舶教習所等における啓発強化	
対策2	啓発・パトロール活動等の強化	4
	(1) 県管理港湾等における対策の強化	
	(2) 海水浴場の遊泳者の安全性を高める遊泳区域の拡充[標識(水上看板)の増設]	
	(3) 官民連携による啓発・パトロールの実施	
対策3	県条例の改正の検討	5
	(1) 危険行為に対する罰則の強化	
	(2) 飲酒操縦に対する罰則の創設	
対策4	国への要望の検討	7
	(1) 危険行為及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化	
	① 刑事罰の創設	
	② 酒気帯びでの操縦に対する規制	
	(2) 特殊小型船舶操縦士免許の取得などに関する教習等の強化	
	(3) 船舶番号の表示の確保	

対策1 優良ユーザーの拡大

海岸域を利用するすべての方が安全安心に楽しめるよう、ルール・マナーを守る優良な水上オートバイのユーザーを増やしていくことが重要である。

(1) 「水上オートバイ ひょうご 安全安心 マリーナ・ショップ」認証制度の創設

- 新たに定める兵庫県独自ルール等の遵守をユーザーに対して指導・啓発することを要件に、水上オートバイの利用(上下架)を行なうマリーナ・ショップ等について、県が認証し、認証書を交付する。
- 県はユーザーに対して、認証マリーナ・ショップ等(以下「認証マリーナ等」という。)の利用(上下架)を推奨し、県ホームページなどで認証マリーナ等の情報を広く発信する。

<認証要件(例)>

- i 特殊小型船舶操縦免許証、船舶検査証書の確認を行なうこと
- ii ユーザーに対して、兵庫県独自ルールの内容などを盛り込んだリーフレット等による指導・啓発を行なうこと
- iii iiの指導に従わず、法律・条例の遵守事項等を守らないユーザーには、施設を使用させないこと
- iv その他(暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でない・利用させない等)

- 認証マリーナ等を利用するユーザーに対し、適切な指導を受けて操縦していることが分かるよう、リストバンド等の貸出(又は配布)を行なう。

<スキーム(案)>

- i 県がリストバンド等を用意し、認証マリーナ等に配布
 - ii 認証マリーナ等が、リーフレット等に基づくユーザーへの指導・啓発を実施
 - iii 指導等を行なったユーザーに対し、認証マリーナ等からリストバンド等を貸出(又は配布)
- ※ 仕様等については、マリーナ等の意見も踏まえ検討

- なお、認証制度創設後も、認証マリーナ等の拡大や認証マリーナ等において優良ユーザーの受入を拡大するなど、優良なユーザーの増加に向けた取組を継続的に実施していく。

(2) 兵庫県独自ルールの設定

- 海岸域等における安全確保のため、水上オートバイのユーザーが守るべきルールとして、県が、本県海域における徐行区域・徐行速度や遊泳者等の安全確保のための距離に関する独自ルールを設定する。(遊泳禁止区域など、条例において航行自体が禁止されている区域を除く)

都道府県の海域すべてを対象とした独自ルールの設定は全国初である。

- 本県は、北は日本海、南は大阪湾、播磨灘、太平洋に面していて、地形や航行する一般船舶数、遊泳者数など地域により状況が異なるため、下記の距離や速度は概ねの目安とする。

① 徐行区域・徐行速度の設定

ア 徐行区域

- 沿岸から概ね 100mを徐行区域として設定する。
- 但し、上記の徐行区域を設定することが安全性や健全な海域利用の継続等の観点からかえって適当でない場合は、当該地域において、ローカルルールを設定することも可能とする。

イ 徐行速度

- 徐行区域では、時速 8 km(※)以下で航行する。
※ 比較的保針しやすく航走波も小さい徐行速度
- 遊泳者等が近い場合には、時速 5 km(※)以下で航行する。
※ 最低エンジン回転数(アイドリング速力)による最徐行速度

<参考>

○天橋立自主規制ルール

- ・天橋立周辺の沿岸 100m 以内は、時速 8 kmで航行

○TPSP（東京港・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクト）の自主ルール

- ・最徐行＝時速 5 km以下、徐行＝時速 8 km以下

○海上保安庁ホームページ

- ・海水浴場や係留設備の付近、漁場や川など他の水域利用者の近くでは最低エンジン回転数（アイドリング速力）による最徐行（時速 3km～5km）を心がけましょう。
- ・水流等の外力の影響で針路を保つことが困難であれば、比較的保針しやすく航走波も小さい徐行速度（時速 8km）で航行しましょう。

② 遊泳者等の安全確保のための距離の設定

- 遊泳者、カヌー・SUP などの非動力船、操業中の漁船等とは、概ね 100m 以上離れて航行する。
- やむを得ず概ね 100m 以内に近づく場合には、時速 5 km以下(最徐行)で航行する。

③ 港湾・海岸等の適切な利用

- ゴミの放置、迷惑駐車、騒音等、地域住民や他の利用者の支障・迷惑となる行為をしないなど、港湾・海岸等を適切に利用する。

(3) 兵庫県独自ルール等の周知

① リーフレットの作成等

- 兵庫県独自ルールのほか、法律・条例の遵守事項やマナー等を記載したリーフレットを作成し、認証マリナー等を通じてユーザーへ配布することで、周知・徹底を図る。
- 県ホームページへの掲載や県管理港湾等での看板設置等により、周知・徹底を図る。

② 小型船舶教習所等における啓発強化

- 国土交通省神戸運輸監理部の協力を得て、小型船舶教習所、操縦免許証更新講習機関及び操縦免許証失効再交付講習機関に対して、教習・講習時において、兵庫県独自ルールの周知・徹底を依頼する。
- あわせて、海上保安庁、兵庫県警察本部、市町、民間団体における周知・徹底も依頼する。

※ 上記(1)～(3)の取組に際しては、実際にユーザーと接する認証マリナー等の協力が不可欠であり、詳細検討等に連携して取り組んでいく。

対策2 啓発・パトロール活動等の強化

(1) 県管理港湾等における対策の強化

- 兵庫県独自ルール等の周知のため、啓発看板を設置する。(再掲)
- 水上オートバイを利用(上下架)する車両の迷惑駐車により、他の港湾利用の支障となっている斜路・物揚場に車止めを設置し、迷惑駐車を防止する。

(2) 海水浴場の遊泳者の安全性を高める遊泳区域の拡充[標識(水上看板)の増設]

- 海水浴場の遊泳者の安全性を高めるため、遊泳区域を拡充し、水上オートバイの侵入を禁止する標識の増設を検討する必要がある。

<参考> 遊泳区域の指定状況

- 水難事故防止条例では、遊泳者と船舟類との混在が生じている場合で、遊泳者の危害を防止する必要がある海水浴場について、公安委員会が「遊泳区域」を指定することができる。同区域では、水上オートバイの乗り入れが禁止され、標識を概ね50m置きに設置している。
- コロナ禍前の令和元年度では、県下の42海水浴場のうち、23の海水浴場で遊泳区域に指定されている。
残る19の海水浴場では、これまで遊泳区域の指定は行なわれていないが、
 - ①これらの海水浴場の付近でも水上オートバイが航行している所がある
 - ②免許所得者が増え、令和3年度の事故件数が増加しているといった現状を踏まえると、更なる遊泳区域の指定について、管轄警察署と海水浴場開設者において、検討する必要がある。

(3) 官民連携による啓発・パトロールの実施

- 夏季の休日など多数の利用者が想定される日に、重点的に啓発・パトロールを実施する。
この実施に当たっては、国(神戸運輸監理部・海上保安庁)、兵庫県警察、県(港湾・海岸・漁港管理者)、市町及び民間の団体・事業者等が連携して行なう。
- 重点実施日以外においても、官民連携による啓発・パトロールの実施拡大に向けて、引き続き検討を進めていく。

対策3 県条例の改正の検討

(1) 危険行為に対する罰則の強化

- 優良なユーザーの拡大をめざすなかにも、危険行為を行なう悪質なユーザーに対しては、より厳しく対応することが求められる。

このため、県条例(※)における罰則(現行:罰金20万円)の強化を検討する必要がある。

※ 「水難事故等の防止に関する条例」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(いずれも公安委員会が所管)

<参考> 他の都道府県の状況

罰 則	都道府県
3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	1都(東京都)
3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	3県(茨城県、宮崎県、沖縄県)
3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	1県(栃木県)
50万円以下の罰金	1県(山口県)
30万円以下の罰金	1県(滋賀県)
20万円以下の罰金	4府県(兵庫県、京都府、和歌山県、長崎県)
5万円以下の罰金	1県(三重県)
禁止はしているが、罰則なし	6道県 〔北海道、岩手県、福島県、神奈川県、 山梨県、福井県〕

(2) 飲酒操縦に対する罰則の創設

- 昨年9月の淡路市岩屋沖の死亡事故では、操縦者からアルコールが検出された。また、平成28年及び平成30年に本県海域で発生した死亡事故でも、飲酒後の航走が確認されている。

アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させるため、県条例における罰則の創設を検討する必要がある。

＜参考＞ 他の都道府県の状況	
[酒酔いでの操縦]	
罰 則	都道府県
3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	2都県(東京都、茨城県)
3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	1県(栃木県)
2ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	1県(滋賀県)
2ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金	1県(山梨県)
20万円以下の罰金	2県(福島県、宮崎県)
5万円以下の罰金	1県(三重県)
禁止はしているが、罰則なし	10道府県 (北海道、岩手県、神奈川県、福井県、京都府、 兵庫県 、和歌山県、山口県、長崎県、沖縄県)
[酒気帯びでの操縦]	
罰 則	都道府県
3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	1県(茨城県)
30万円以下の罰金	1都(東京都)
禁止はしているが、罰則なし	10道府県 (北海道、岩手県、神奈川県、福井県、京都府、 兵庫県 、和歌山県、山口県、長崎県、沖縄県)

(参考) 遊泳区域以外の航行禁止区域設定についての考え方

- ・ 広大な海岸域を有する本県では、地域により、地形、海域など利用者の状況、船舶の混在状況等が大きく異なることから、統一的な基準の設定は馴染まず、市町の実情に応じて対応するのが適当と考える。
- ・ このため、県域では遊泳者などの安全確保の距離等、各地域共通で設定可能なルールを定める(P2の兵庫県独自ルール)こととする。

＜参考＞ 県内市町における条例改正等の検討

- 神戸市 須磨海岸内及び兵庫運河内の一部区域において、航行禁止区域を設定する条例改正案を検討
- 明石市 乗り入れを禁止する「遊泳者安全区域」の設定等を規定する条例制定を検討

対策4 国への要望の検討

(1) 危険行為及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化

① 刑事罰の創設

○ 条例において刑事罰を規定している都道府県が多いが、危険操縦や飲酒操縦は全国的に共通する課題であるため、法律における刑事罰の規定創設の要望について検討する必要がある。

○ なお、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」では、小型船操縦者(免許取得者)が守るべき遵守事項として、危険操縦や酒酔等操縦の禁止が規定されているが、違反した場合の措置は業務停止等の行政処分にとどまっている。

② 酒気帯びでの操縦に対する規制

○ 酒気帯びでの操縦についても、行政処分の対象とするとともに、刑事罰の規定創設の要望について検討する必要がある。

(2) 特殊小型船舶操縦士免許の取得などに関する教習等の強化

○ 特殊小型船舶操縦士免許は2日程度で取得可能であり、インターネット上では比較的容易に資格取得可能なことを強調したサイトも見受けられるため、下記に関する要望について検討する必要がある。

- ・ 学科教習・実技教習において、危険操縦や酒酔等操縦に関する内容及び時間を拡充すること。
- ・ 5年ごとの更新時の講習についても、講習内容を拡充すること。
- ・ 法律上の遵守事項以外にも、マナー等に関する教習・講習を充実させること。

(3) 船舶番号の表示の確保

- 個々の水上オートバイを識別する船舶番号の表示については、小型船舶登録規則において「両船側の船外から見やすい場所に、明瞭かつ耐久的な方法により行なわなければならない」とされている。
- しかし、実際には必ずしも船外から見えやすいとは言えない場所に表示されているケースも見受けられるため、適切な表示場所を図示して水上オートバイの所有者に配布する等、航行中でも船舶番号が見えやすい表示を確保するための取組の要望について検討する必要がある。

(参考1：対策検討会議 開催日程)

- ・第1回 令和3年11月9日 現状の取組、課題認識等に関する意見交換
- ・第2回 12月20日 対策案の検討
- ・第3回 令和4年1月20日 対策案の検討

(参考2：参画団体・機関等)

国	国土交通省 神戸運輸監理部
	海上保安庁 第五管区海上保安本部
	海上保安庁 第八管区海上保安本部
神戸市	神戸市 港湾局
民間 団体	(特非) パーソナルウォータークラフト安全協会
	(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会
	(公財) マリンスポーツ財団
	(一社) 日本ジェットスポーツ協会
	兵庫県漁業協同組合連合会
警察本部	地域部
県	企画県民部政策調整局 (会議事務局)
	企画県民部県民生活局
	農政環境部農林水産局
	県土整備部土木局